



きれいな水を
みんなで守る

10月1日は

浄化槽の日です

市では河川などの水質保全のため公共下水道や農業集落排水、浄化槽による生活排水の処理を推進しています。

10月1日は「浄化槽の日」です。この機会にご家庭の浄化槽や能代の水環境について考えてみませんか。

問合せ 上下水道整備課 ☎89・2202

浄化槽の日って…？

浄化槽法が施行された昭和60年10月1日を記念し制定された記念日です。

浄化槽の普及促進と浄化槽法の周知を通じて、公共用水域の水質保全を図ることや、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的としています。



合併処理浄化槽へ 転換しませんか

浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽があります。

しかし、単独処理浄化槽では、水質汚濁の最大の原因である生活雑排水がそのまま流れてしまいます。

そのため環境保護や法改正により、単独処理浄化槽の新設は原則禁止となり、設置済みの単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換などに努めるものとされています。

きれいな水を守るため、ご家庭の浄化槽について見直してみませんか。

浄化槽の設置を検討している方などへ

市の浄化槽関連制度をご紹介します

市が設置・維持管理を行います 市設置型制度

市の公共下水道全体計画区域外や農業集落排水区域外の**専用住宅や事業所**などを対象に、浄化槽の設置からその後の維持管理までを市が行う制度です。工事の分担金と毎月の使用料が必要です。詳しくはお問い合わせください。

申請期限 11月30日(月)まで

※申請から設置工事完了まで約3カ月必要です。

浄化槽の費用を一部補助します 個人設置型制度

市の公共下水道全体計画区域の事業計画区域外の**一般住宅**に、浄化槽を設置する場合、費用の一部を補助します。浄化槽の維持管理は個人が行います。人槽に応じて補助金額が異なり、使用状況に応じて算定人数を増減できます。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

申請期限 1月29日(金)まで

浄化槽工事を行う方へ 浄化槽工事業登録制度

浄化槽工事業を営もうとする方は、県知事の登録や、5年ごとの更新が必要です。提出書類や納付手数料など詳しくはお問い合わせください。

問合せ 山本地域振興局総務
経理課 ☎52・6203

浄化槽を管理・使用する皆さんへ

適切な維持管理を 行いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置のため、微生物が活躍しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれ、浄化槽法で定期的に行うことが義務づけられています。能代の水環境を守るため、皆さんのご協力をお願いします。

【維持管理の目安】

- ①保守点検 4カ月に1回以上実施
- ②清掃 年に1回以上
- ③法定水質検査（法第11条） 毎年1回

【保守点検や清掃業の許可業者】

- 能代清掃センター ☎52-2286
- 能代広域清掃 ☎52-9813
- 鷹阿二清掃興業 ☎0186-62-1553

【指定検査機関】

- 秋田県総合保健事業団
☎018-880-5046